

## 久々野まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、久々野まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、いつまでも住み続けたいと思うまち久々野、いつまでも住み続けられるまち久々野を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習に関わる事業
  - ア 乳幼児から高齢者まで人づくりに関する事業
  - イ 文化の振興、及び地域の歴史や伝統の継承に関する事業
  - ウ スポーツの振興に関する事業
- (2) 地域自治に関わる活動
  - ア 自治組織を中心とした地域活動に関する事業
  - イ 防災に関する事業
  - ウ 地域自治に関する事業
- (3) 地域活動に関わる事業
  - ア 乳幼児から高齢者までの福祉に関する事業
  - イ 景観・環境保全などに関する事業
  - ウ 地域のイベントなど地域活性化に関する事業
  - エ 特産品開発など地域振興に関する事業
- (4) その他協議会の目的達成のため必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、次の個人及び団体等をもって構成する。

- (1) 久々野地域に住所を有する者
- (2) 久々野地域内において事業を実施する法人及び個人
- (3) 久々野地域内において活動する各種団体等

(事務所)

第5条 協議会の事務所を、久々野多目的センター（高山市久々野町無数河 580-1）内に置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 12名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、役員選考委員会が構成員の中から選出する。

2 理事は、各部構成員の互選により選出する。

3 監事は、役員選考委員会が久々野まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員の中から選出する。

(役員選考委員会)

第8条 次年度の役員及び審議会の委員を選出するため役員選考委員会を設け、次の委員をもって構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 部代表者 各部1名
- (3) 監事代表者 1名

2 役員選考委員長は、委員の互選により選出する。

3 役員選考委員会は、総会において役員及び審議会の委員決定の経過を報告する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、協議会の運営を協議する。
- (4) 監事は、協議会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補欠役員を選出し補充を行うことができる。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第11条 代議員は、各町内会から選出された者各2名と、協議会の各部を構成する構成団体から選出された者各1名をもって構成する。ただし、協議会の理事との兼務はできないものとする。

2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議、決定する。

(顧問)

第12条 協議会は、必要に応じて、有識者等による顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、役員会の承認を得るものとする。

3 顧問は、必要に応じて協議会の事業に助言を行う。

#### (会議)

第13条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

#### (総会)

第14条 総会は、代議員をもって構成する協議会の最高の決議機関であり、この規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、会長が招集し、議長は出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

4 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

5 総会は、書面表決及び委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立する。

6 総会の議事は、書面表決及び出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) この規約及び久々野まちづくり審議会規約の制定及び改正に関すること。

(3) 役員及び審議会の委員の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他重要事項に関すること。

8 総会には、次の役職を置く。

(1) 議長 1名

(2) 書記 1名

(3) 議事録署名人 2名

9 書記及び議事録署名人は、出席代議員の中から議長が指名し選出する。

10 議事録は議事録署名人2名が署名し、事務所に備え付けておかなければならない。

#### (役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議、決定する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立する。

- 4 役員会は、審議会の審議に基づく意見を尊重しなければならない。
- 5 役員会は、必要に応じ、審議会の委員及び顧問の出席を求め、助言及び指導等を受けることができる。

(部)

第16条 協議会は、事業を円滑に実施するため、部を置く。

- 2 部の構成、数、会議等については、別に定める。

(事務局)

第17条 協議会の円滑な運営及び事業実施のため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務職員を置くことができる。

(会計)

第18条 協議会の運営等に係る経費は、会費、高山市等からの交付金、補助金、委託料、寄付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 協議会の会費は、総会において別に定める。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(書類及び帳簿の備え付け)

第19条 協議会の主たる事務所には、協議会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等、活動に関する全ての書類を備え付けなければならない。

- 2 協議会の会議等は、全て公開を原則とし、構成員等から帳簿等の閲覧の要求があったときは、拒否する正当な理由がない限り、帳簿等を閲覧させなければならない。

(個人情報保護の取り扱い)

第20条 協議会の運営及び事業の実施のため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用しなければならない。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月20日から施行する。
- 2 久々野まちづくり運営委員会規約（平成26年10月28日施行）は廃止する。